

補聴器購入費助成の実施状況(令和6年度調査)

No.	市町村名	担当課	問1:補聴器購入費助成状況	問2:助成金額(上限額)	問3:年齢条件	問4:聴力条件	問5:支給条件	問6:その他条件	問7:実施予定期・検討時期	問8:助成制度導入の背景や決め手	問9:助成制度導入の障壁や懸念事項
1	さいたま市	高齢福祉課 在宅事業係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	身体障害者手帳を所持していない高齢者の方の補聴器の使用について助成制度を実施するには、補聴器の補助による認知機能の予防効果があるなどの医学的なビデオが必要だと考えております。国におきましては、聴覚障害者の現時点による認知機能低下の予防効果を検査するための研究が実施されました。現時点での研究結果が発表されておりませんが、現時点では、認知機能の予防効果が確認されていないため、実施められる場合には、国一律の公的補助制度等の創設を検討していただくよう要望しているところがあり、本市独自の補助といたしましては、国による研究成果等の公表を待って対応を検討したいと考えております。
2	川越市	高齢者いきがい課	①実施済み	30,000	65歳以上	両耳とも中度難聴以上 ・一側耳が軽度難聴で、他側耳が中度難聴以上	・市内在住で、耳鼻咽喉科を標準とする医師が補聴器の必要性を認めた方 ・過去にこの制度による助成を受けていない方	・管理医療機器認定を受けた製品に限る。 ・同2の金額は本体購入費のみが対象となる。	—	—	—
3	熊谷市	長寿いきがい課 高齢福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	未定	—	少子高齢化が進展しているなか、高齢者に対する補助事業を現時点で増加させることは、将来世代に負担を増やすことにならため、新たな補助事業を検討するためには、その前提として現在実施している事業の具体的な見直しを行ふ必要があります。
4	川口市	長寿支援課 支援係	①実施済み	20,000	65歳以上の者	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の者で、耳鼻科を標準とする医師により、聴力低下のため日常生活に支障がある補聴器の装用が必要と認められた者	この要綱による補助金の交付を受けたことがない者	・市内在住を有し、現に居住している者 ・市民所得課の者又は生活保護法による被保護者帯に属する者 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支障するための法律に基づく装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない者	—	—	—
5	行田市	高齢者福祉課	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	事業の有効性が判断したため。	まだ、これからです。
6	秩父市	高齢者介護課	①実施済み	20,000	65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方	市内在住かつ過去に本制度の助成を受けていない方で、医師が補聴器の装用の必要性を認めた方	聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方で、市内在住かつ過去に本制度の助成を受けていない方で、医師が補聴器の装用の必要性を認めた方	—	—	—
7	所沢市	庶務生きがいグループ	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	今後生産人口(稼働年齢層)が減少することに伴い税収も減少する反面、社会保障費(高齢者福祉サービスを含む)は増大の一途を辿り、持続可能な自治体運営をするためには、限られた財源を有効に使用することが求められる。
8	飯能市	介護福祉課 地域包括ケア担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—
9	加須市	高齢介護課 地域包括ケア担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	助成制度を有する県内自治体の増加状況。	—
10	本庄市	高齢者福祉課 長寿いきがい係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定(実施の有無を含め検討中)	補聴器は、聴力が低下した方の「聞こえ」を補い、日常生活における不快感の解消率に繋がることが期待されます。取り扱いや調整の難しさ、症状等により思ったような結果が得られない等の課題もあることから、実施の有無を含め検討しております。	—
11	東松山市	高齢介護課 高齢福祉グリーン	③実施なし	—	—	—	—	—	未定	・財政上の課題から新たな補助制度の創出は難しい	—
12	春日部市	高齢者介護課 高齢者支援担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	①国の制度として実施すべきとの意見がある。 ②人の命を守るために必要なもの。	—
13	狭山市	高齢者介護課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	加齢性障害者の福祉措置に対する公的補助制度の創設について、國の制度として対応すべきであると考えるため。	—
14	羽生市	高齢介護課 高齢福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	補聴器は高価な物で購入費を助成するには市の財政的な負担が大きく、国及び県からの補助金が必要となる。また、公費負担を検討するうえでは、制度を実施している自治体等から効果等について研究を行う必要があるため。	—
15	鴻巣市	介護保険課 高齢福祉担当	①実施済み	40,000	18歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方	両耳2台も1回の扱い 助成決定日から5年経過で再申請可能	身体障害者福祉法による障害区分が聴覚の指定医師が、補聴器を装用する必要があると認めた方(助成専用意見書有) 市内在住の身体障害者手帳の交付対象者とその配偶者(市内在住の身体障害者手帳の交付対象者とその配偶者)の中で市民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合は、対象外	—	—	—
16	深谷市	長寿福祉課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	聴覚の衰えが生じた場合に身体障害者手帳を申請し取得することで、補聴器の購入費用を支給する制度があるため。	—
17	上尾市	高齢介護課 高齢者福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	・補聴器による認知機能低下の予防効果について、見解が統一されていないこと ・助成制度創設するための予算の確保が難しいこと	—
18	草加市	長寿支援課 相談支援係	①実施済み	20,000	65歳以上	自安としては、中度難聴:両耳ともに40dB以上70dB未満、軽度難聴:両耳又は片耳が40dB未満としています。	・本市に住民登録がある方 ・1人1台回限り ・補聴器本体に係る購入費用のみ対象(受診の文書料、検査料等は対象外) ・管轄医療機器の補聴器のみ対象(集音器等は対象外)	・耳鼻咽喉科を標準とする医師が補聴器の必要性を認めた人 ・申請付日時まで住民税非課税である人 ・障害者総合支援法に基づく補装具費(補聴器)の支給対象でない人	—	—	—
19	越谷市	地域包括ケア課	①実施済み	30,000	65歳以上の方	聴力レベルが次のいずれにも該当しない方 1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方 2.1側耳の聴力レベルが90デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の方	1.市内在住の方 2.市民非課税世帯(生活保護受給者世帯を含む)の方 3.耳鼻咽喉科から補聴器が必要と認められた方 4.過去5年内に助成を受けている方	—	—	—	—
20	蕨市	健康長寿課 長寿支援係	①実施済み	40,000	65歳以上	聴覚障害が該当しない中度難聴(両耳40dB以上の方)	耳鼻咽喉科を標準とする医師に聴覚障害が該当しない中度難聴(両耳40dB以上)であると認められた方で、かつ1人1回限りの申請となる。	助成金の決定通知送付前に購入された補聴器は補助の対象となる。	—	—	—
21	戸田市	健康長寿課 高齢者支援担当	①実施済み	40,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方	同制度による助成を過去に受けていない	耳鼻咽喉科を標準とする医師(以下「医師」という)により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の装用が必要と認められた者市長が特に必要と認める者	—	—	予算の確保が難しいため
22	入間市	高齢者支援課 地域支援係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—
23	朝霞市	長寿はづくら課 高齢者支援係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—
24	志木市	高齢者支援課 地域支援事業担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	・補聴器を購入したが使用していないことや、補聴器よりも安価で購入できる集音器の方が使いやすいなどの声があるため。	—
25	和光市	新座市	長寿はづくら課 ③実施なし	—	—	—	—	—	—	予算の確保が難しいため	—
26	桶川市	高齢介護課 地域包括ケア推進係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	難聴と認知症の関係において、補聴器の使用が効果的であるならば、エビデンスに基づき、国において補助制度を創設し、財源の一部を負担すべきと考える。	—
27	久喜市	高齢者福祉課 高齢者支援係	③実施なし	—	—	—	—	—	未定	県内で助成制度導入を開始した自治体が増えてきている。また、耳の聞こえが日常生活に及ぼす影響が多々考慮されてきているところであるので、検討していくべきと考えている。	—
28	北本市	高齢介護課 高齢者支援係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	高齢化の進展に伴い、全国的に共通した課題であることから、国、県による補助制度を創設していただきたい。	—
29	八潮市	高齢介護課 高齢者支援係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	市単独では、助成制度導入に係る財源を確保することが困難である。 事業の継続性を考慮し、国や県等からの財源確保も含めて検討しているため。	—
30	富士見市	高齢者支援課 高齢者支援係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	県内他自治体における助成制度の実施状況	—
31	三郷市	高齢者支援課 高齢者支援係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	住民からの要望、議会で陳情が採択されたこと	—
32	連田市	高齢者支援課 高齢者支援係	③実施なし	—	—	—	—	—	未定	導入可否を含め検討中	—
33	坂戸市	高齢者支援課 高齢者支援係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	補聴器による認知機能低下の予防効果があるなど、助成制度を導入する上で明確な根拠が確立されていること。	—
34	幸手市	介護長寿課 高齢者支援係	③実施なし	—	—	—	—	—	令和7年度を予定	医師会から要望書の提出があり、また議会で関連した質問もあって必要性が認識されているため。	—
35	鶴ヶ島市	健康長寿課 地域包括ケア推進係	①実施済み	20,000円(課税世帯) 50,000円(非課税世帯)	65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方、または医師が特に補聴器の必要性を認めた方(いずれも医師意見書が必要)	・聴覚障害による補聴器(補聴器費)の交付を受けられ、ない方(身体障害者手帳の交付対象とならない方) ・1人1回限り	市税の滞納がない方	—	助成制度導入にあたって制度化を検討するにおいては、差額調査等必要になるとを考えているが、調査を実施しておらず需要が見極めがされていないため。	—

補聴器購入費助成の実施状況(令和6年度調査)

No.	市町村名	担当課	問1:補聴器購入費助成状況	問2:助成金額(上限額)	問3:年齢条件	問4:聴力条件	問5:支給条件	問6:その他条件	問7:実施予定期・検討時期	問8:助成制度導入の背景や決め手	問9:助成制度導入の障壁や懸念事項	
37	日高市	長寿・いきいき課 高齢者支援課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	・財政面で余裕がない。	
38	吉川市	長寿支援課 高齢福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	公費によって補助すべき難聴の度合いや適切な金額を定めることができないため。		
39	ふじみ野市	福祉課 地域支援課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	補聴器利用による認知機能低下防止及び補聴器購入助成制度導入による効果の検証、実証を行っていなかったため。		
40	白岡市	高齢介護課 地域支援担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	実施について検討中	議会において「難聴者のための補聴器助成制度の創設を求める請願」が採択された。		
41	伊奈町	未回答	未回答	—	—	—	—	—	—	—	事業実績・継続するための財源確保、対象者の条件をどのようにするか(25dB~40dBにするのか等)が課題となる。	
42	三芳町	福祉課 福祉支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	国等の補助金制度等がなく、町単体での財政状況に鑑みて場合、予算化が困難な状況です。	
43	毛呂山町	高齢者支援課 高齢者福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	県内及び近隣市町の実施状況及び認知症予防との関連性がもう少し明確となれば、検討を行っていく予定です。	
44	越生町	健康福祉課 高齢者介護課担当	①実施済み	40,000	65歳以上	なし	・越生町の住民基本台帳に記録されている者 ・助成額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。 ・1人につき1回限り・医師の証明が必要 ・聽力障害の身体障害者手帳を所持していない者	・町税を滞納していない者	—	—	—	—
45	清川町	高齢介護課 高齢者福祉担当	①実施済み	20,000	満65歳以上	なし	住民税非課税世帯に属する方、医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出することができる方、聴覚鑑定による身体障害者手帳を持たっていない方 1人1台限り	—	—	—	—	
46	嵐山町	長寿生きがい課	①実施済み	20,000	満65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40dB以上の方。又は片耳のが40dB以上で、かつ他耳が70dB以上の方。	嵐山町に在籍がある方 以前に助成を受けたことがない方 耳鼻咽喉科の診断結果(意見書)を得られる方 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していない方	—	—	—	—	
47	小川町	長生き支援課 高齢福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	
48	川島町	健康福祉課 福祉グループ	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	助成制度実施にあたり、補聴器による認知機能低下の予防効果があるなどの研究結果が発表されていなかったため。	
49	吉見町	長寿福祉課 福祉係	①実施済み	20,000	満65歳以上	両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方	聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象にならず、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用を必要と認められた方 耳鼻咽喉科の医師による補聴器の必要性を認められた方 装用効果の高い左右いずれかの耳に装用する医療機器認定を取得した補聴器本体1台で、助成は1人につき1回限り	町税等を滞納していない方 耳鼻咽喉科の購入、メンテナンス及び故障・修理等は助成対象外	—	—	—	
50	鳩山町	長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	
51	ときがわ町	福祉課 高齢者福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	
52	横瀬町	福祉介護課	①実施済み	20,000	満65歳以上である方	両耳聴力レベルが40デシベル以上の方	耳鼻咽喉科の医師による補聴器の必要性を認められた方	助成対象者1人につき1回限り	・町税等を滞納していない方	—	—	
53	皆野町	福祉課 福祉介護担当	①実施済み	20,000	65歳以上	両耳の聴力が40dB以上70dB未満	—	1人1台1回限り	—	—	—	
54	長瀬町	福祉介護課 介護保険法担当	—	—	—	—	—	—	未定	同一圏域の市町村が導入しているため。	—	
55	小鹿野町	福祉課 介護保険法担当	①実施済み	20,000	65歳以上の方	医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出できる者	1人1台1回限り	住民税非課税世帯に限る。	—	—	—	
56	東秩父村	未回答	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	
57	美里町	未回答	未回答	—	—	—	—	—	—	—	—	
58	神川町	町民福祉課福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	町民から相談がなく、現時点でニーズを把握していないため	—	
59	上里町	高齢者いきいき課 高齢介護係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	補聴器を購入してもトレーニングやメンテナンスが面倒となり使い取りやめるというケースを想定して購入を補助するだけでは購入したが結果使わないというケースに対応できないこと。	—	
60	寄居町	福祉課 介護保険高齢者福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	近隣市町村の情報収集を行っているところであるため、マンパワー不足で新規事業実施にまで至っていないため。	—	
61	宮代町	健康介護課 高齢者支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	未定	—	高齢者の聴力低下は、聴力だけの問題ではなく、認知機能の低下等も含む場合がある。また、補聴器は高価なもの多少の補助では足りないと言われることが多いため検討中。	
62	杉戸町	高齢介護課 高齢者福祉課担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	未定	—	—	
63	松伏町	いきいき福祉課 地域支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	

回答

実施済み	16
検討中・実施予定	12
実施なし	31
未回答	3